七　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員
ハ　当該事業の開始の予定年月日

第三十条　法第十七条の三十六第四項第八号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

二　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

（新設）

ロ　当該事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
ハ　当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

三　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ　当該事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
ハ　当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

四　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ　当該事業所の名称及び所在地
ハ　当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

五　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職